

クリーニング所の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談してください～

◆ 新規開設届

- ・新しくクリーニング所を開設する。
- ・開設者が変わる（事業を譲渡した場合は承継届）。
- ・施設を移転する（仮店舗も含む）。
- ・施設を大規模に増改築する。
- ・施設を建て替える。

必要書類

- * 「開設までの手続き」をご覧ください。

◆ 変更届

- ・法人代表者を変更した。
- ・施設を小規模に増改築した。
- ・種別を変更した（一般→取次）。
- ・クリーニング師を変更した。 など

届出事項が変わったときには変更届が必要になります。届出事項とは、お店の名前や、営業者の住所、構造設備の概要などとなります。

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
（登記事項証明書^注）（法人の場合）、施設設備図面等）

注）登記事項証明書は6か月以内に発行のもの（原本）

◆ 承継届

- ・開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- ・法人が合併・分割した。
- ・営業を譲り受けた。（個人⇄法人、個人→個人、法人→法人）

必要書類

* 承継届

○個人相続

- ・被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍謄本または、法定相続情報一覧図の写し
- ・相続人全員の同意書（相続人が2人以上で1人が相続する場合）[相続人の範囲：法定相続人]

○法人合併／分割

- ・承継後にクリーニング所を営業する法人の登記事項証明書^注
（合併または分割登記後）

○事業譲渡

- ・営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書等）
- ・譲渡を受けた法人の登記事項証明書^注（原本提示）

◆ 廃止届

- ・営業を廃止した。

必要書類

- * 廃止届（廃止後の提出）